

新年のごあいさつ



議長
一条 義浩



副議長
笠井 浩

皆様におかれましては、希望に満ちた令和2年の新春を晴れやかに迎えのこと、心からお喜び申し上げます。また、日ごろより市政に対し、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、度重なる台風の上陸など、災害が多発した年でした。本市におきましては、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中、予測がつかない自然災害に備えて地域の実情を把握するとともに、官民一体となった自主防災組織の強化等、災害に強いまちづくりが急務であることを痛感させられる一年でした。

また、本年7月から、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。本市は、スイス（水泳、ラトビア（陸上）、モンゴル（パワーステイング）の3チームの事前合宿地として決定しており、世界の強豪チームのプレーを間近に見ることが出来る絶好の機会です。市議会といたしましても、この機会を生かし、活力ある富士市が世界に発信されるよう努めてまいります。

今後も、市民の皆様の声に耳を傾け、市当局と議論を重ね、ともに創意工夫と英知を結集して課題解決に努力してまいります。結び、市民の皆様にとりまして輝かしい年となりますよう祈念し、新年の挨拶といたします。

■全会一致で可決、同意した議案

予 算	令和元年度 補正予算
富士市一般会計補正予算（第4号）	
富士市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	
富士市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	
富士市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
富士市第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	
富士市水道事業会計補正予算（第1号）	
富士市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	

条 例	条例の制定
富士市職員の自己啓発等休業に関する条例	
富士市森林財産に関する条例	
富士市新環境クリーンセンター循環啓発棟管理条例	

条 例	条例の改正
富士市交流プラザ条例	
富士市富士川ふれあいホール条例	
富士市職員定数条例	
富士市職員の育児休業等に関する条例	
富士市職員の給与に関する条例等	
富士市特別会計条例	
富士市手数料条例	
富士市文化会館条例	
富士市清掃施設設置条例	
富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	
富士市斎場条例	
富士市森林墓園条例	
富士市国民健康保険税条例	
富士市休養林条例	
富士市産業交流展示場条例	
富士市道の駅富士川楽座条例	
富士市勤労者総合福祉センター条例	

議案の審議結果



富士市都市公園条例
富士市営住宅条例
富士市普通河川条例
富士市立図書館の設置及び管理に関する条例
富士市立青少年の家に関する条例
富士市立少年自然の家条例
富士市立体育館の設置及び管理に関する条例
富士市都市公園運動施設条例
富士市立学校施設使用料徴収条例
富士市駐車場条例

契 約
工事委託契約の締結（寺山橋撤去工事）

人 事
富士市教育委員会委員の任命
人権擁護委員候補者の推薦

その他	指定管理者の指定
富士市立そびな寮及び富士市立あおぞら寮	

発 議
重度障害者が働くことができるよう通勤や職場における介護制度の確立を求める意見書

※太字は委員会付託議案です。

11月定例会

常任委員会の審査

一般質問一覧・特別委員会の中間報告等

特 集

常任委員会の視察報告

議会広報委員のページ

11月定例会

- 11月27日 本会議（開会）
- ◇議案38件（補正予算案・条例案・単行案）説明・質疑・委員会付託◇請願1件委員会付託
- 28日 委員会
- ◇議会運営委員会
- 12月2日 委員会
- ◇総務市民委員会
- ◇環境経済委員会
- 3日 委員会
- ◇文教民生委員会
- ◇建設水道委員会
- 5日 委員会
- ◇議会運営委員会

- 6日 本会議・委員会
- ◇議案38件（補正予算案・条例案・単行案）請願1件委員長報告・質疑・討論・採決◇議案1件（契約案）説明・質疑・討論・採決◇議案2件（人事案）説明・採決◇一般質問
- 9日 本会議・委員会
- ◇議会運営委員会
- ◇一般質問
- 10日 本会議
- ◇議会運営委員会
- ◇一般質問
- 11日 本会議（閉会）
- ◇一般質問
- ◇発議議案1件説明・採決

人事案件
11月定例会における2件の人事案件は、次のとおり同意されました。
(敬称略)

- ▽富士市教育委員会委員
塩谷 知一（浅間上町）
- ▽人権擁護委員候補者
鈴木 房枝（今泉）



請 願

重度障害者が働くことができるよう通勤や職場における介護制度の確立を求める意見書の提出を求める請願

◇文教民生委員会にて審査◇

【請願趣旨】

厚生労働省で、障害者の就労支援についてプロジェクトチームによる議論が始まり、また、先の参議院選挙で重度障害者が当選したことから、重度障害者の経済活動等のあり方が注目されている。

重度訪問介護サービスは、重度障害者が家の内外問わず自由に使える制度で、重度障害者は24時間介護が必要なことから、就労等のために支給決定されたヘルパー時間をふやす必要はないが、現状、就労等をするとサービスが使えなくなるため、無報酬で同じ仕事を行っている。

重度障害者の働く権利が保障され、誰もが社会参加できる、活躍できる社会の実現を願い、国に制度改正を行うよう、意見書の提出を求める。

【審査結果】採択

請願者の願意は十分理解できるものであり、国での議論が始まったことから、今回の意見書提出が後押しとなることを期待する。などの意見があり、本請願については採択すべきものと決し、本会議において委員長報告どおり決しました。

11月定例会

常任委員会の審査

一般質問一覧・特別委員会の中間報告等

特 集

常任委員会の視察報告

議会広報委員のページ